

平成30年度 厚生労働科学研究費補助金  
成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業(健やか次世代育成総合研究事業)  
分担研究 年度終了報告書

社会的ハイリスク妊婦の把握と切れ目のない支援のための保健・医療連携システム  
構築に関する研究

分担研究課題  
本邦の母子保健事業の現状調査(2019)

研究分担者	光田 信明	大阪母子医療センター	副院長
	佐藤 拓代	大阪母子医療センター	母子保健情報センター 顧問
研究協力者	岡本 陽子	大阪母子医療センター	産科 副部長
	金川 武司	大阪母子医療センター	産科 副部長
	川口 晴菜	大阪母子医療センター	産科 医 長
	和田 聡子	大阪母子医療センター	看護部 師 長

**【研究要旨】**

**【背景】**

平成 21 年の児童福祉法改正により、出産後の養育について出産前において支援を行うことが必要と認められる妊婦については「特定妊婦」として要保護児童対策地域協議会(以下、要対協)の支援対象となった。健やか親子 21(第 2 次)においても妊娠期からの切れ目のない育児支援を通して児童虐待防止が望まれている。そのため、児童福祉法は平成 28 年にも改正されているものの、医療・保健・福祉の連携不足による児童虐待が報告されている。母子保健事業は特に、医療機関と行政(市区町村)の保健事業の連携によって成果が期待できるのであるが、その体制(子育て世代包括支援センター設置、産前・産後ケア事業)等は整備途上である。こうした体制の実情を調査することにより実効性のある次世代母子保健事業構築に有用な提言をすることが可能となる。そこで、全国各市町村の母子保健課の母子保健事業の現状について調査を行う。

**【目的】**

アンケート調査により本邦の母子保健事業の現状を調査することを目的とする。

**【方法】**

アンケート回答による横断研究を行う。

本邦の母子保健事業の現状や、妊娠期から子育て期における医療・保健・福祉の連携状況を明らかにするために、以下の項目に分けて、アンケートによる質問を行う。

市区町村の概要、母子保健担当、子育て世代包括支援センター、市区町村子ども家庭総合支援拠点、福祉、特定妊婦、住民票と居住地問題、児童相談所、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護、産前・産後支援

そして、それぞれの項目にある質問についてクロス集計により本邦の母子保健事業の現状を検討する。

なお、対象者への説明・同意方法は、書面にて行い、回答していただいた事で同意を得たものとする。

**【結果】**

今年度は、計画立案およびアンケート調査発送・回収まで行う。

**【結論】**

次年度はアンケート集計ならびに分析を予定している。これによって、平成 30 年度の全国の市区町村における母子保健事業の現状・課題が明らかになる予定である。

## A. 研究目的

平成 21 年の児童福祉法改正により、出産後の養育について出産前において支援を行うことが必要と認められる妊婦については「特定妊婦」として要保護児童対策地域協議会(以下、要対協)の支援対象となった。健やか親子 21(第 2 次)においても妊娠期からの切れ目のない育児支援を通して児童虐待防止が望まれている。そのため、児童福祉法は平成 28 年にも改正されているものの、医療・保健・福祉の連携不足による児童虐待が報告されている。母子保健事業は特に、医療機関と行政(市区町村)の保健事業の連携によって成果が期待できるのであるが、その体制(子育て世代包括支援センター設置、産前・産後ケア事業)等は整備途上である。こうした体制の実情を調査することにより実効性のある次世代母子保健事業構築に有用な提言をすることが可能となる。そこで、全国各市町村の母子保健課の母子保健事業の現状について調査を行う。アンケート調査により本邦の母子保健事業の現状を調査することを目的とする。

## B. 研究方法

対象は、全国の市区町村母子保健担当者で、対象者数は、1741 名と見積もられる。評価項目としては、アンケートを用いて以下の項目を検討する。

市区町村の概要、母子保健担当、子育て世代包括支援センター、市区町村子ども家庭総合支援拠点、福祉、特定妊婦、住民票と居住地問題、

児童相談所、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護、産前・産後支援そして、それぞれの項目にある質問についてクロス集計により本邦の母子保健事業の現状を検討する。

なお、対象者への説明・同意方法は、書面にて行い、回答していただいた事で同意を得たものとする。

## C. 研究結果

今年度は、計画立案およびアンケート調査発送・回収まで行う。現在回収中である

## D. 考察

平成 21 年の児童福祉法改正により、出産後の養育について出産前において支援を行うことが必要と認められる妊婦については「特定妊婦」として要保護児童対策地域協議会(以下、要対協)の支援対象となった。平成 28 年には児童福祉法・母子保健法の改正があり母子健康包括支援センターの設置・運用が開始された。その他の法的整備、多数の施策が立案遂行されている。しかし、重篤な結果に終わる児童虐待事例が多数報告されている。それらの事例検証においても、多機関・多職種の連携が模索されている。一方、前回光田班において「妊婦健康診査および妊娠届を活用したハイリスク妊産婦の把握と効果的な保健指導のあり方に関する研究」が行われ、妊娠中の社会的ハイリスク妊娠と(とりわけ特定妊婦)の子育て困難発生の強い関連性が指摘された。さらに、妊娠中のアセスメントによって社会的ハイリスク妊娠を把握することも可能であることが示された。今後はより効率的な社会的ハイリスク妊娠把握とその支援のあり方が課題と示された。周産期医療から見た児童虐待防止は福祉と異なり、児童虐待発生予防の観点からの活動が中心となる。中心機関は医療・保健・福祉であり、そこに属する多職種による実効性のある支援が期待される。近年、『切れ目のない支援』が提唱されるが、時間的切れ目とともに、多機関・多職種の縦の切れ目解消も大きな課題である。2017 年からは産婦健診、産前・産後ケアも市区町村で開始されているが、試行錯誤状態であり。その中心は子育て世代包括支援センターでの支援に期待が寄せられている。そこで、効果的な支援体制構築のためにはまず、母子保健担当部署の母子保健事業の現状について把握することが必要と考えた。本アンケート調査で妊娠期から子育て支援までの現状が明らかになると考えられる。結果によって問題点、課題等が明らかになれば、医療・保健・福祉の連携を実効あるものにしていく方策がみえてくることも期待できる。

## E. 結論

次年度はアンケート集計ならびに分析を予定して

いる。これによって、平成 30 年度の全国の市区町村における母子保健事業の現状・課題が明らかになる予定である。

#### **F. 健康危険情報**

研究内容に介入調査は含まれておらず、関係しない。

#### **G. 研究発表**

##### **1. 論文発表**

なし

##### **2. 学会発表**

なし

#### **H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)**

1. 特許取得:なし

2. 実用新案登録:なし

3. その他

## 医療・保健・福祉の連携に関する調査

平成30年度厚生労働科学研究費補助金  
成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業  
(健やか次世代育成総合研究事業)  
社会的ハイリスク妊婦の把握と切れ目のない支援のための  
保健・医療連携システム構築に関する研究

主任研究者 光田信明

以下の設問は回答困難な場合は空欄のままにしておいてください。  
件数などは指定された期間で回答してください。  
現時点とは2019年3月として回答をお願いします。  
概数でも構いません。

同意欄

本調査にご協力いただける場合は次の同意欄に☑をお願いします。

### 回答部署

都道府県名： \_\_\_\_\_

市区町村名： \_\_\_\_\_

担当課名： \_\_\_\_\_

### 【1】概要

1)2018.10現在の人口は何人ですか？

( )人

2)平成29年(2017.1.1～2017.12.31)の出生は何人でしたか？

( )件

3)管内の助産施設\*である分娩取扱い機関の数を教えてください

医療機関 病院 ( )ヶ所

医療機関 診療所 ( )ヶ所

助産所 ( )ヶ所

\*助産施設：児童福祉法第36条に基づく施設

4)管内の助産施設\*でない分娩取扱い機関の数を教えてください

医療機関 病院 ( )ヶ所

医療機関 診療所 ( )ヶ所

助産所 ( )ヶ所

## 【2】母子保健担当

1)母子保健担当部署の名称を教えてください？

( )

2)現時点での母子保健担当部署の職員数を教えてください

正規専任 ( )人

非常勤専任 ( )人

正規兼務 ( )人

非常勤兼務 ( )人

3)母子健康手帳交付時の対応を教えてください

現時点では妊婦さん自身のことを回答する質問票・問診票はありますか？

有 ・ 無 ・ 現在無だが、予定あり

定型のアセスメントシートはありますか？

有 ・ 無 ・ 現在無だが、予定あり

アセスメント基準はありますか？

有 ・ 無 ・ 現在無だが、予定あり

アセスメントの実施方法を教えてください？(合計 100%でお願いします)

質問票・問診票 + 看護職等・保健師の面談 ( )%

質問票・問診票のみ ( )%

看護職等・保健師の面談のみ ( )%

母子健康手帳発行のみ ( )%

その他 ( )%

その他の内容：

4)医療機関からの情報提供の実情を教えてください？

妊婦健診のスクリーニング検査結果(血液型、感染症等)の開示を医療機関から断られることがありますか？

ない ( )

時にある ( )

よくある ( )

開示を請求したことはない ( )

妊婦専用の社会的ハイリスク妊娠情報提供用紙はありますか？

有 ・ 無 ・ 現在無だが、予定あり

その場合、医療機関から母子保健担当への初回連絡方法は？(合計 100%でお願いします)

- 電話のみ ( )%
- 電話の後、用紙 ( )%
- 用紙のみ ( )%
- その他 ( )%
- その他の内容：

5)母子保健担当の人・予算の増加・減少(2017.4 2018.4)について教えてください

- 人： 増加 ・ 不変 ・ 減少
- 予算： 増加 ・ 不変 ・ 減少

### 【3】子育て世代包括支援センター

1)子育て世代包括支援センターは平成32年度(H33.3.31)までに設置が求められていますが、現状ならびに予定を教えてください

- 設置済み ( )
- 設置予定 ( )
- いつまでに設置予定ですか？ ( )
- 現時点では設置の予定なし ( )

2)以下は、設置済みの市区町村にお尋ねします。

子育て世代包括支援センターの名称を教えてください。

( )

基本型のみ実施しているところを除き、子育て世代包括支援センターの職員について教えてください？

)職員数を教えてください

- 正規専任 ( )人
- 非常勤専任 ( )人
- 正規兼務 ( )人
- 非常勤兼務 ( )人

)従事している職種も教えてください

	正規専任	非常勤専任	正規兼務	非常勤兼務
保健師				
助産師				
看護師				
精神保健福祉士				
社会福祉士(ソーシャルワーカー)				
その他( )				

)子育て世代包括支援センターにおける妊娠中の情報の入手経路に○をつけてください  
(複数回答可)

母子保健担当部署 ( )

児童福祉担当部署 ( )

子育て支援担当部署 ( )

児童相談所 ( )

医療機関 ( )

その他( )

#### 【4】市区町村子ども家庭総合支援拠点

1)市区町村子ども家庭総合支援拠点はありますか？

有 ・ 無 ・ 現在無だが、予定あり

2)子ども家庭総合支援拠点の名称を教えてください

( )

3)子ども家庭総合支援拠点の職員数を教えてください？

正規専任 ( )人

非常勤専任 ( )人

正規兼務 ( )人

非常勤兼務 ( )人

#### 【5】福祉

1)家庭児童相談室はありますか？

有 ・ 無 ・ 現在無だが、予定あり

2)家庭児童相談室の名称を教えてください？

( )

3)家庭児童相談室の職員数を教えてください

正規専任 ( )人

非常勤専任 ( )人

正規兼務 ( )人

非常勤兼務 ( )人

4)要保護児童対策地域協議会(要対協)の調整期間はどこでしょうか？

( )

5)要対協実務者会議に医師は常時参加していますか？

参加している ・ 参加していない ・ 必要に応じて

常時参加医師は何科でしょうか？(複数回答可)

小児科 ・ 産婦人科 ・ 精神科 ・ その他( )

## 【6】特定妊婦

1)特定妊婦判断基準はありますか？

有 ・ 無

2)特定妊婦と最終的に決定しているのはどの部署ですか？

母子保健担当 ( )

家庭児童相談室 ( )

母子保健担当と家庭児童相談室の協議 ( )

要保護児童対策地域協議会 ( )

その他 ( )

3)平成 29 年度(2017.4.1～2018.3.31)特定妊婦の数を教えてください

( )人

4)上記の特定妊婦は最初に“特定妊婦の疑いあり”はどの機関において把握されましたか？

母子保健担当でのみ把握 ( )人

医療機関でのみ把握 ( )人

母子保健においても医療機関においても把握 ( )人

児童相談所から把握 ( )人

その他 ( )人

その他の機関：

5)特定妊婦としての台帳記載後、それぞれの担当者及び担当部署に連絡しますか？(複数回答可)

決まっていない ( )

どこにも伝えない ( )

担当者 ( )

要対協 ( )

児童相談所 ( )

その他 ( )

6) 特定妊婦としての台帳記載後、妊婦本人に特定妊婦であることを伝えますか？

有 ・ 無

7) 特定妊婦としての台帳記載後、医療機関に特定妊婦であることを伝えますか？

有 ・ 無

8) 特定妊婦から出生した子どもについてそれぞれの担当者及び担当部署には《特定妊婦からの出生児である》ことを伝えていますか？

決まっていない ( )

どこにも伝えない ( )

小児科には伝える ( )

ケースバイケース ( )

その他( )

9) 特定妊婦から産まれた子どもを行政上どのように扱っていますか？

決まっていない ( )

原則要支援児童としている ( )

原則要保護児童としている ( )

公式には他のお子さんと同じ ( )

ケースバイケース ( )

10) 特定妊婦から産まれた子どもは、概ねいつごろまで台帳管理していますか

ケースバイケース ( )

産婦健診(2週間)まで ( )

新生児訪問(1ヶ月児健診を含む)まで ( )

乳児家庭全戸訪問まで ( )

3～5ヶ月児健康診査まで ( )

乳児後期健診まで

1歳6ヶ月児健診まで ( )

3歳児健診まで ( )

その他 ( )

11)特定妊婦から産まれた子どもの主担当はありますか？(複数回答可)

ない ( )

母子保健担当 ( )

家庭児童相談室 ( )

子育て世代包括支援センター ( )

市区町村子ども家庭総合支援拠点 ( )

その他：

12)要保護・要支援児童をもつ母親が妊娠した場合の取扱いはどうしていますか？

全例特定妊婦としている ( )

事例毎に判断している ( )

特段の扱いはしていない ( )

その他：

13)要保護・要支援児童である児童が妊娠した場合の取扱いはどうしていますか？

全例特定妊婦としている ( )

事例毎に判断している ( )

特段の扱いはしていない ( )

その他：

14)上記の妊娠した要保護・要支援児童が出産したあとの産婦の取り扱いはどうしていますか？

要保護・要支援児童として再度台帳管理する ( )

事例毎に判断している ( )

特段の扱いはしていない ( )

その他：

#### 【7】住民票と居住地問題

1)住民票がないが、居住地が管内の場合、主担当として支援するか？

はい ・ いいえ

件数を教えてください ( )件

2)住民票はあるが、居住地が管外の場合の住民票のある市としての支援は？

する ・ しない

件数を教えてください ( )件

【8】児童相談所

1)妊娠中から児童相談所が関わった事例(2017.4.1～2018.3.31)は何件ありましたか？

有 ・ 無

有の場合 ( )件

2)分娩後、分娩入院期間中に児童相談所の一時保護によって医療機関で保護された新生児赤ちゃん(2017.4.1～2018.3.31)は何人でしたか？

有 ・ 無

有の場合 ( )件

【9】民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律が施行されました。

1)妊婦健診通院中から、民間等あっせん団体が関わった事例はありましたか？

有 ・ 無

有の場合の件数(2018.4.1～2018.3.31)を教えてください

( )件

2)上記のうち、出産直後から産科医療機関入院中に、養親が育児指導等に関わった事例はありましたか？

有 ・ 無

有の場合の件数(2017.4.1～2018.3.31)を教えてください

( )件

【10】産前・産後支援

1)妊婦訪問事例は何件ありましたか？

( )件

2)産前・産後事業(産前・産後サポート事業)は行っていますか？

有 ・ 無 ・ 現在無だが、予定あり

3)産前・産後事業(産後ケア事業等)は行っていますか？

有 ・ 無 ・ 現在無だが、予定あり

4)産婦健康診査事業は実施していますか？

有 ・ 無 ・ 現在無だが、予定あり

5)分娩後、1ヶ月健診までに行政からの支援(新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業を除く)が別途必要であった事例(2017.4.1～2018.3.31)は何件ありましたか？

( )件